

青森県報

第千九百十号

平成十三年八月二十日(月曜日)

目次

告示

○青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる

図書類の指定……………

○公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………

公告

○開発行為に関する工事の完了……………

告示

青森県告示第四百七十九号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十三年八月二十日

青森県知事 木村守男

指定 番号	種別	名 称	発行者 (作者)名(製)	該当条項
三五二	書籍	少女革命 九月号	一水社	青森県青少年
一四七五五―九				

三五二	デラべっぴん 九月号	一六四八七―九	英知出版	健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
三五三	ビデオボーイ 九月号	〇七六七九―九	大橋書店	
三五四	ヤンナイ No.八十二	〇八八八七―〇九	宙出版	
三五五	ピンクパンチノ恋愛白書スタート 九月号増刊	一九六二四―九	竹書房	
三五六	ピタマン 九月号	〇七六五三―九	ぶんか社	
三五七	コミックまるまん 九月号	一三七〇一―九	KKベストセ ライズ	
三五八	PENTHOUSE 九月号	〇七九三三―九	ワニマガジン 社	
三五九	ザ・ベストMAGAZINE 九月号	一四〇〇三―九		
三六〇	YOUNG Hip 九月号	〇八八七七―九		

青森県告示第四百八十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成七年五月二十四日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十三年八月十三日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに深浦町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十三年八月二十日

深浦港湾管理者 青森県
代表者 青森県知事 木村守男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島二丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島二丁目の一
青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三八〇番地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ平成五年の秋分の満潮位(C・D・Lプラス〇・四〇五メートル)における公有水面と西防波堤との境界線、②の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ平成五年の秋分の満潮位(C・D・Lプラス〇・四〇五メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 深浦港深浦西防波堤灯台(北緯四〇度三八分三二秒〇〇、東経一三九度五五分四二秒〇〇)から二二度三二分〇〇秒五九・五〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から四九度〇〇分〇〇秒六〇・七〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から一五五度三〇分〇〇秒七・三〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から二四五度三〇分〇〇秒三・三〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一五五度三〇分〇〇秒一三五・六〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二四五度三〇分〇〇秒二二・四〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三三五度三〇分〇〇秒一〇〇・四〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二四五度三〇分〇〇秒二三・〇〇メートルの地点

3 面積

三、八六七・四二平方メートル

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十三年八月二十日

青森県知事 木村守男

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
むつ市金曲三丁目九の一から九の二一まで、四〇の一から四〇の八まで及び一四八	むつ市昭和町一の一五 有限会社秀和不動産
黒石市末広六八の一及び六八の三から六八の九まで	弘前市大字城東中央五丁目四の一 有限会社東都宅建
中津軽郡岩木町大字宮地字沢田一八七の四	中津軽郡岩木町大字宮地字川添三三の一 山崎眞二

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭